

○ は じ め に ○

令和8年度に保育施設への入所申込みをされる人は、この案内書をよくお読みいただき、手続きをしてください。

保育施設への入所は、その性質や目的から条件が定められています。保育施設を選択するにあたっては、市ホームページ、各保育施設及び各地区市民センターに配布してある「保育施設ガイド」をご覧ください。また、保育施設を見学していただくことをお勧めします。

なお、保育施設を利用するにあたっては、市で「利用調整基準」に基づき審査し、利用調整（選考）を行ったうえで、入所施設を決定（内定）します。

① 幼児教育・保育施設について	2 ページ
② 保育を必要とする事由について	3 ページ
③ 入所申込みの流れ	4 ページ
④ 4 月入所申込み [1 次受付]	5 ページ
⑤ 4 月入所申込み [2 次受付]	5 ページ
⑥ 年度途中（5 月以降）入所申込み	6 ページ
⑦ 保育施設の空き状況について	7 ページ
⑧ 入所申込書類について	7 ページ
⑨ 利用調整について	8 ページ
⑩ 保育利用保留通知書の発行について	8 ページ
⑪ 入所決定後および利用中の注意事項	9 ページ
⑫ 保育時間について	10 ページ
⑬ 保育料および給食費	11 ページ

●よくあるご質問 Q&A … 15～16 ページ

●提出前の確認事項 … 17 ページ

●保育所・認定こども園 保育認定 入園・入所申込書（兼保育児童台帳）

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 [記入例 + 2 枚]

●就労証明書 [2 枚]

●家族の状況申告書／約束書

●入所辞退届・入所申請取下届

●公私立保育施設 所在地図… 31 ページ

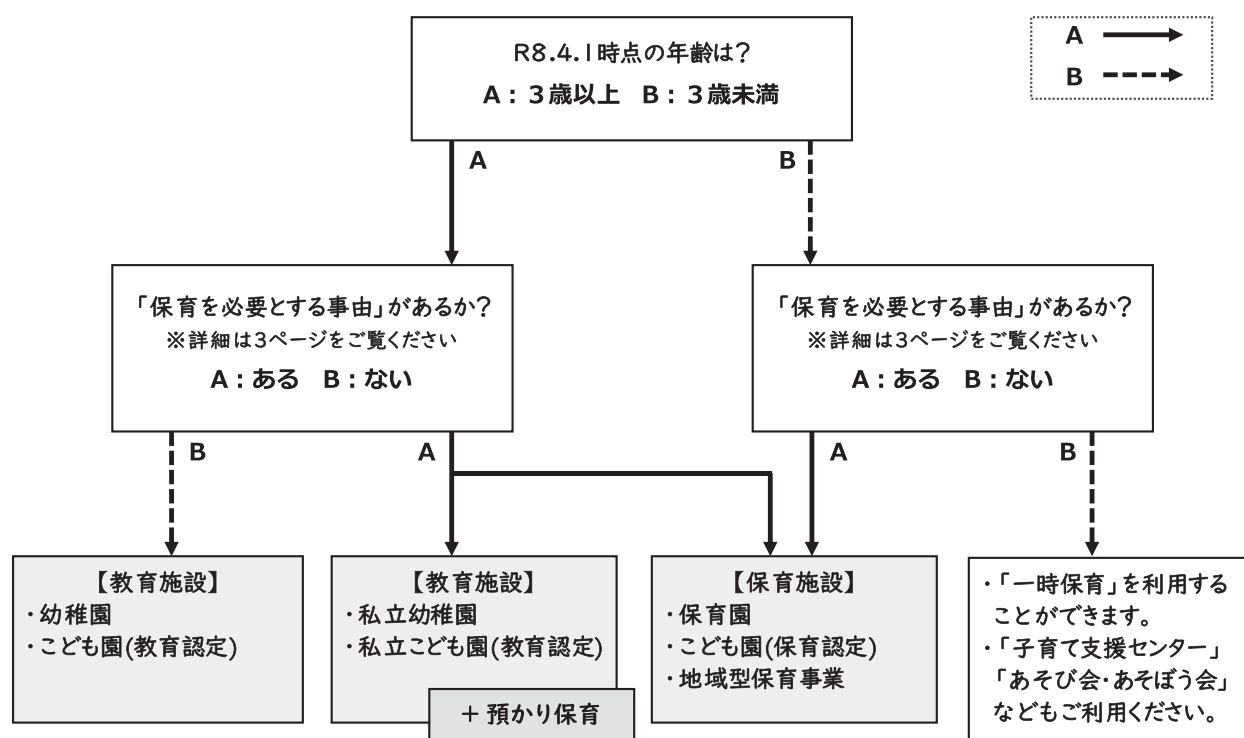
●公私立保育所、認定こども園、地域型保育事業一覧表… 32～35 ページ

① 幼児教育・保育施設について

●令和8年度におけるクラス年齢

クラス年齢	児童の生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日 ~ 令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日 ~ 令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日 ~ 令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日 ~ 令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日 ~

●利用できる幼児教育・保育施設



●教育施設の申込について（※この冊子では申込みできません。）

3歳児以上で、保護者の「保育を必要とする事由」がない場合、または「保育を必要とする事由」があるものの私立幼稚園または私立認定こども園の預かり保育の時間内で送り迎えが可能な場合、教育施設を利用することができます。教育施設への申込みは、直接各園にお問い合わせください。

※私立の幼稚園・認定こども園(教育認定)は、満3歳から受け入れ可能な園もあります。

※私立の幼稚園は、2歳児クラスを実施している園もあります。

※預かり保育の時間や料金は、各園にご確認ください。

※公立の幼稚園・認定こども園(教育認定)は、預かり保育を実施しておりません。

●保育施設の申込について（※この冊子で申込みができます。）

四日市市にお住まいで住民登録があり、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」があり、家庭で必要な保育を受けることが困難と認められる場合、保育施設を利用することができます。保育施設への申込みについては、次ページ以降に記載しております。

② 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由		保護者の状況	利用できる期間 (認定期間)
1	就労	0～3歳児は月64時間以上の就労 4～5歳児は月48時間以上の就労 ※育児休業を事由とした新規申込みは <u>3歳児以上</u> のみ可能（年度内復帰しない場合、減点あり）	就労が継続している間
2	妊娠・出産	母親の出産前後	出産予定月の前2か月～ 出産月の後2か月
3	疾病・障害	保護者が病気もしくは負傷した、 または、精神もしくは身体に障害を有している	加療見込み期間終了日まで (最大6か月・更新可)
4	介護・看護	家庭に介護や看護が必要な人がいて、 保護者が常時その介護や看護にあたっている	加療見込み期間終了日まで (最大6か月・更新可)
5	災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている	復旧が完了するまで
6	求職活動	就労する意思があり、 求職活動や起業準備に専念している	入所日から3か月 (年度内1回のみ)
7	就学	保護者が就学中、または職業訓練を受けている	卒業・修了予定日まで
8	家庭支援	家庭状況により特別の支援が必要 (児童虐待・DV等)	必要と認められる期間

・同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育できる場合、入所優先度が低くなります。

※育児休業中の保育施設の利用について

【新規申込の場合】

育児休業を事由とした新規申込みには年齢制限（0～2歳児は不可）がありますが、育児休業を取得している事業所への復職を予定している人は、その復職予定日にあわせて申込みすることができます（※4ページ参照）。

【利用中の場合】

すでに保育施設を利用している児童については、次の子の出産に伴い育児休業を取得する場合でも継続して利用することができます。

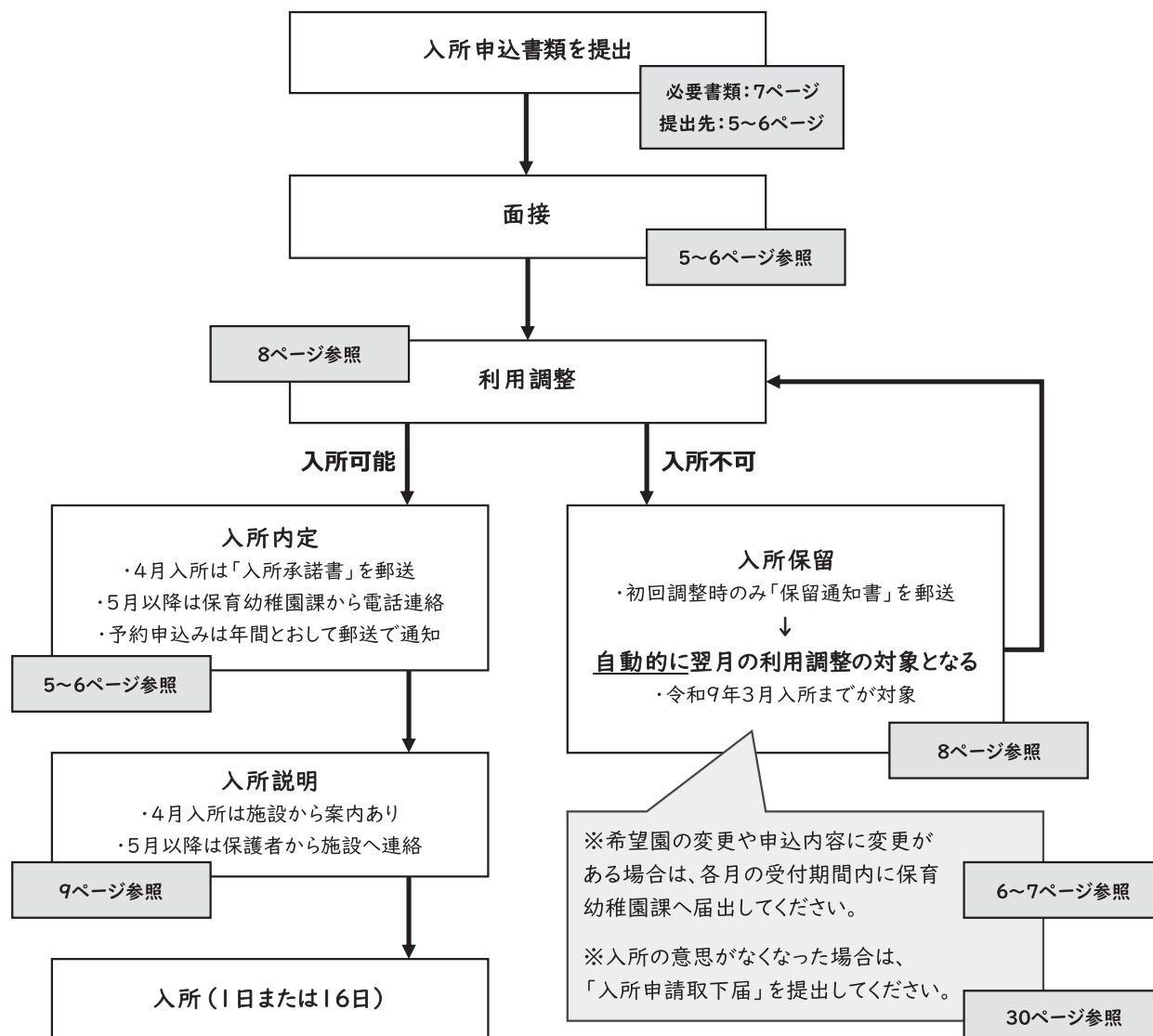
※父・母のいずれかまたは父・母がともに育児休業を取得した場合が対象です。

※育児休業を取得する場合、その旨が記載された就労証明書を、

前月末までに利用中の保育施設に提出してください。

※育児休業中は、短時間保育（8時30分～16時30分）となります。

③ 入所申込みの流れ



●申請書の配布

令和7年9月1日(月)から、各保育施設および保育幼稚園課で配布します。

●産休・育休明けに伴う申込みについて(予約申込み)

産休・育休を取得している事業所への復職を予定している人は、3か月前から入所申込みを受け付けます(例: 8月入所希望の場合、5月入所の受付期間から提出可)。

※地域型保育事業は、予約申込みが不可となっております。

※1日入所の場合は当月の26日までに、16日入所の場合は翌月の11日までに、産休・育休を取得している事業所へ復職する必要があります。ただし、4月1日入所の場合は5月7日(木)までの復職となります。

※予約申込みで内定した場合、郵送で結果通知するとともに、入所予定日の約1か月前に、改めて保育幼稚園課にて児童の面接および復職の確認等をさせていただきます。

●転園の申込みについて

在園児で他園への転園を希望される場合は、4月入所(1次)での申込みを推奨します。

年度途中入所での申込みの場合、在籍園に戻れず、どこの施設にも通えなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

④ 4月入所申込み【1次受付】

●受付期間・結果送付時期

受付期間	受付場所	受付時間	結果送付時期
令和7年9月8日～ 令和7年9月30日	第1希望の保育施設	9時～16時 ※土曜日、日曜日、祝日 を除く	令和8年2月中旬 全員自宅に郵送 ※予約の人は3月中旬

※この期間の産休・育休明けに伴う予約申込みは、令和8年5月～7月入所が対象となります。

●面接について

第1希望の施設	面接場所	面接日時
保育所 または 認定こども園	第1希望の 保育所 または 認定こども園	日にち：32ページ以降の施設一覧表に記載 時 間：申請書受付時に配布
地域型保育事業所	保育幼稚園課（総合会館3階）	日にち：11月4日～12月12日 （土曜日、日曜日、祝日を除く） 時 間：8時30分～17時15分 ※予約は不要です。

※面接時間はおよそ10分です。ただし、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

※面接には、入所希望の児童と一緒にお願いします。ただし、面接日時点で生まれて間もない場合は保護者だけお願いします。後日、改めて児童の面接をさせていただきます。

※提出書類に不明点などがある場合、面接日前にお電話等で確認させていただくことがあります。

●書類の再提出期限について

令和7年12月24日(水) 17時15分 保育幼稚園課必着

※上記期限までは、保育を必要とする事由を証明する書類の再提出や希望施設変更届を提出することができます。

※電話による変更は認められません。

※各保育施設へ提出する場合は、上記期限の1週間前までには提出してください。

⑤ 4月入所申込み【2次受付】

令和7年9月30日までに提出できなかった人が対象です。また、1次受付分の利用調整後、定員に余裕がある施設での利用調整となります。

●受付期間・結果送付時期

受付期間	受付場所	受付時間	結果送付時期
令和7年10月1日～ 令和8年1月30日	保育幼稚園課 (総合会館3階)	8時30分～17時15分 ※土曜日、日曜日、祝日、年末 年始を除く。予約不要	令和8年3月中旬 全員自宅に郵送 ※予約の人は3月下旬

※この期間の産休・育休明けに伴う予約申込みは、令和8年5月～7月入所が対象となります。

●面接について

申請書受付時に、保育幼稚園課の窓口で行いますので、入所希望の児童と一緒にお願いします。

⑥ 年度途中（５月以降）入所申込み

●受付期間・結果送付時期

入所希望月	産休・育休明け の人の入所希望月	受付期間	結果送付時期
５月	５月～８月	令和８年３月１９日～令和８年４月６日	令和８年４月２０日頃
６月	６月～９月	〃 ４月２０日～〃 ５月７日	〃 ５月２０日頃
７月	７月～１０月	〃 ５月２０日～〃 ６月５日	〃 ６月１９日頃
８月	８月～１１月	〃 ６月１９日～〃 ７月６日	〃 ７月１７日頃
９月	９月～１２月	〃 ７月１７日～〃 ８月５日	〃 ８月２０日頃
１０月	１０月～１月	〃 ８月２０日～〃 ９月７日	〃 ９月１８日頃
１１月	１１月～２月	〃 ９月１８日～〃 １０月５日	〃 １０月２０日頃
１２月	１２月～３月	〃 １０月２０日～〃 １１月５日	〃 １１月２０日頃
１月	１月～３月	〃 １１月２０日～〃 １２月７日	〃 １２月１８日頃
２月	２月～３月	〃 １２月１８日～令和９年１月５日	令和９年１月２０日頃
３月	—	令和９年１月２０日～〃 ２月５日	〃 ２月１９日頃

※利用調整結果は、入所できる人のみ電話で連絡します。

※低年齢児の途中入所は、非常に厳しい状況となっておりますので、ご了承ください。

※入所できなかった場合、取下げをしない限り、令和９年３月入所分までは自動的に毎月利用調整を行います。よって、年度内は再度申込みしていただく必要はありません。

ただし、令和９年４月以降の入所申込みについては、改めて申込みをお願いします。

●受付場所

保育幼稚園課（総合会館３階）

受付時間：８時３０分～１７時１５分 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。予約不要。

●オンライン申請について（年度途中のみ利用可）

年度途中の入所申請や、利用調整により入所できなかった場合の希望施設の変更は、以下のURLまたはQRコードからオンライン申請していただくことができます。

年度途中入所申請フォーム https://logoform.jp/form/7p72/35049 	年度途中入所希望施設変更申請フォーム https://logoform.jp/form/7p72/124206 
--	--

※上記受付期間（開始日の８時３０分から最終日の１７時１５分まで）のみ利用できます。

４月入所（１次・２次）には利用できませんのでご注意ください。

●面接について

申請書受付時に保育幼稚園課の窓口で行いますので、入所希望の児童と一緒にお願いします。

※オンライン申請した場合も、窓口での面接が必要です（希望施設変更の場合は面接不要）。

⑦ 保育施設の空き状況について

今回の利用調整に向けた保育施設の空き状況を、市ホームページにて公開しております。更新予定日は毎月月末です（5月入所→3月末更新予定）。

なお、在園児の退所や保育士の配置状況等により空き状況は変わることがあります。また、他の利用希望者と利用調整を行いますので、空きがあっても入所をお約束するものではありません。

空き状況を参考に、現在申請中の希望施設を変更する場合は、6ページのQRコード（年度途中入所希望施設変更申請フォーム）でオンライン申請してください。

<空き状況>



⑧ 入所申込書類について

●保育所・認定こども園 保育認定 入園・入所申込書（20～23ページ）

- ・児童1人につき1枚提出してください。
- ・世帯の状況は、同居している人（同一住所を含む）全員の氏名等を記入してください。
- ・入所日は、原則各月1日です。ただし、16日からの入所となる場合があります。
育休明けの予約申込みの場合は、職場へ復帰する時期にあわせて入所希望日を記入してください。
- ・出産前後の保育を希望される場合は、必要な期間を記入してください。
- ・利用希望施設は第8希望まで記入できます。できる限り入所希望の児童と一緒に施設見学（各施設で実施しているあそび会・あそぼう会・子育て支援センターの利用など）をしていただき、通える範囲で記入してください。希望施設を少なくすることで有利になることはありません。

●保育を必要とする事由を証明する書類 各所定様式はダウンロードできます。

<保育認定の申込案内>

保育を必要とする事由		必要書類
1	就労	就労証明書〔所定様式：24、26ページ〕 ・父、母、同居の祖父母（65歳未満）それぞれ1枚ずつ記入 自営業の場合は、開業届や確定申告の写し
2	妊娠・出産	家族の状況申告書〔所定様式：28ページ〕 母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
3	疾病	家族の状況申告書〔所定様式：28ページ〕 ・主治医による診断書欄の記入と押印
	障害	家族の状況申告書〔所定様式：28ページ〕、障害者手帳の写し
4	介護・看護	家族の状況申告書〔所定様式：28ページ〕 ・対象者の主治医による診断書欄の記入と押印
5	災害復旧	り災証明書
6	求職活動	約束書〔所定様式：29ページ〕
7	就学	家族の状況申告書〔所定様式：28ページ〕 受講証や在学証明書など在学の確認ができるものの写し カリキュラムなど授業時間や内容がわかるもの



⑨ 利用調整について

●利用調整とは

保育施設を利用するにあたっては、市で定めた「利用調整基準」に基づき、児童ごとに保育の必要性を点数化し、希望する施設の範囲内で、点数が高い人から利用決定を行います。なお、同一点数で並んだ場合、「順位表」に基づき、当該保育施設の希望順位などから利用決定を行います。

利用調整方法の詳細や利用調整基準（点数表）については、市ホームページでご確認ください。

＜利用調整＞



●支援児の利用調整

発育・発達面または健康面に心配があるなど、保育士との関わりを手厚くする必要があると判断した児童については、それぞれの特性に応じて受入れ環境を整えるため、保育体制を考慮し、利用を希望される施設が受入れ可能かという観点で利用調整を行います。

事前に児童の様子を確認するため、集団体験（第1希望の保育施設で半日体験）のご案内をさせていただく場合があります。その際にはご協力をお願いします。

●その他

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所決定が取り消しとなる場合があります。
- ・保育を必要とする状況を確認するために、家庭訪問や勤務先に電話等を行う場合があります。
- ・保育料や給食費の滞納がある場合、利用調整において不利となる場合があります。

⑩ 保育利用保留通知書の発行について

利用調整の結果、入所できなかった場合、その理由を明記した「保育利用保留通知書」を発行することができます。育児休業の延長等のために、「保育利用保留通知書」が必要な場合は、6ページ記載の結果送付時期を目安に保育幼稚園課までご連絡ください。

※初回の利用調整時に入所できなかった人へは、ご自宅に郵送させていただきます（連絡不要）。

※窓口での即時発行はできません。ご連絡いただいてから10日ほど要します。

※育児休業の延長手続きに際し、保育利用保留通知書とあわせて**入所申込書の写しが必要な人は、入所申込書を提出する前にご自身で入所申込書の写しをとり、保管しておいてください。**

※受付期間を過ぎてから入所申込書を提出された場合は、「受付期間外のため」という理由になります。育児休業の延長手続きに必要な人は、受付期間内に入所申込書を提出してください。

※育児休業の延長に関する手続きについては、勤務先もしくはハローワークにご確認ください。